

奈良市立済美幼稚園の移管先法人公募に係る質問事項及び回答（最終版）

子ども政策課

番号	項目	質問内容	回答
1	施設整備	済美幼稚園の設計図面を提供いただくことはできますか。	保育環境の改善、施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。
2	施設整備	施設整備に伴う補助金対象について教えてください。	施設整備補助金については、国の予算（就学前教育・保育施設整備交付金）を活用し、市の予算の範囲内で補助を実施することになります。そのため、要綱に定められた部分のみが補助金の対象となりますが、具体的な計画が補助対象であるかどうかの判断については、具体的な計画をお示しのうえご確認ください。 なお、補助金の活用にあたっては、自己所有物件であることが要件となるため、既存園舎を活用する場合は、民間移管後（建物の所有権移転後）に実施いただく必要があります。
3	給食提供	給食提供について、原則自園調理で実施することとなっていますが、移管当初から自園調理での給食提供は必須でしょうか。	移管後は自園調理方式で給食提供を実施することを条件としていますが、3号認定子どもの受入開始前については、自園調理方式を原則とすることとしています。 そのため、移管当初に3号認定子どもの定員を設定しない場合は、3号認定子どもの受入開始までは自園調理若しくは外部搬入による対応が可能となります。（分園の場合は、提案内容によってはこの限りではありません） ただし、この場合であっても、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないことにご留意ください。 （幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）
4	施設整備	対象園についての建設について、遺跡等の調査状況はどのようになっておりますでしょうか。園庭部分について、遺跡調査の有無。埋蔵遺跡有りの可能性について。	施設整備の内容により、埋蔵文化財等に関する届出が必要です。詳細は奈良市文化財課（TEL：0742-34-5369）までお問い合わせください。
5	施設整備	施設整備は幼稚園敷地部分のみになりますか。解体工事等時には、工事機材等の越境の可否はありますか。（足場等）	施設整備は原則幼稚園敷地で実施いただくこととなりますが、工事期間内において工事機材等の一時的な越境などが見込まれる場合には、具体的な時期や内容等をもって事前に奈良市および関係者との協議を実施し許可を得ていただく必要があります。
6	施設整備	認定こども園は、屋内遊戯場は必須設備でしょうか。園舎等の対応可能な土地はありますか。	国の基準に定められているとおり、原則、屋内遊戯場の設置は必須となります。また、本公募で示す園敷地以外で、市有地において敷地の譲渡及び貸与を行う予定はありません。 （幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準）
7	施設整備	東棟の耐震診断内容の詳細資料を提供いただくことはできますか。	保育環境の改善、施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。
8	施設整備	認定こども園に変更工事中は、現状園児の預かりはどのような計画ですか。	施設整備期間中も、園は通常運営いただく必要がありますので、園児の安全面や園運営、保育への影響が最小限になるよう、十分に配慮した計画とさせていただきます。
9	利用定員	市が想定する利用定員を上回る定員設定は可能なのでしょうか。	利用定員については、市が想定する年齢区分ごとの利用定員を下回らないことを条件としており、それを超える定員を設定することは可能ですが、近隣の幼保施設の状況・就学前児童数等の要因などを踏まえて想定定員を設定しています。 また、分園の場合は地域の1号認定子ども（3～5歳児）の利用希望者を考慮した自由提案となりますが、国の通知（保育所分園設置運営要綱）にもあるとおり、30名程度の規模を基本として検討いただく必要があります。 いずれの場合にも、幼稚園からの移行であることを考慮し、地域の1号認定子どもの受け皿となるよう設定いただいたうえで、応募書類において定員設定に対する考え方や法人としての狙いを記載いただく必要があります。
10	分園	分園で一時保育（一般型）を実施することは可能なのか。また、可能な場合は本園と同じ補助金対象となるのか。	分園の提案において、一時保育（一般型）を実施していただくことは可能です。 補助金については、分園内において実施する単独事業として、施設及び職員配置の基準を満たしていただく場合に、本園と同様に補助対象となります。
11	施設整備	建物改修工事時には小学校の敷地の一部を通路としてお借り出来ますか？	施設整備は原則幼稚園敷地で実施いただくこととなりますが、工事期間内において小学校敷地に工事車両の通行が見込まれる場合には、具体的な時期や内容等をもって事前に奈良市および関係者との協議を実施し許可を得ていただく必要があります。